

松江市告示第 389 号

松江市地域包括支援センターの設置及び運営に関する要綱（平成 24 年松江市告示第 105 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 5 月 29 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(設置主体)</p> <p>第 2 条 市長は、法第 115 条の 46 第 1 項に規定する包括的支援事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事業を除く。）を、法第 115 条の 47 第 1 項_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の規定に基づき、事業の適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託するものとする。</p> <p>(事業内容)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>(1) _____法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業</p> <p>(2) 法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号に規定</p>	<p>(設置主体)</p> <p>第 2 条 市長は、法第 115 条の 46 第 1 項に規定する包括的支援事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事業を除く。）を、法第 115 条の 47 第 1 項<u>並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号)第 5 条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第 115 条の 47、第 4 項及び第 5 項</u>の規定に基づき、事業の適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託するものとする。</p> <p>(事業内容)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>(1) <u>旧介護保険法</u>第 115 条の 45 第 1 項第 2 号__に規定する_____事業</p> <p>(2) 法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号に規定</p>

する総合的支援事業

(3) 法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号に規定

する権利擁護援助事業

(4) 法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号に規定

する包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

別表(第 4 条関係)

日常生活圏域	地域包括支援センター及びサテライトの名称	設置場所	担当圏域
略			
松南第 1 圏域	松南第 1 地域包括支援センター	松江市大庭町 73 番地 JA しまね 大庭店内	津田、大庭、古志原
略			

別記様式(第 2 条関係)

地域包括支援センター設置届出書

(あて先)松江市長

略

[添付書類]

①受託法人の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書	
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文	第[]条 第[]項 第[]号
略	

(別紙①)

略

する_____事業

(3) 法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号に規定

する_____事業

(4) 法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号に規定

する_____事業

別表(第 4 条関係)

日常生活圏域	地域包括支援センター及びサテライトの名称	設置場所	担当圏域
略			
松南第 1 圏域	松南第 1 地域包括支援センター	松江市上乃木五丁目 18 番 10 号	津田、大庭、古志原
略			

別記様式(第 2 条関係)

地域包括支援センター設置届出書

松江市長 様

略

[添付書類]

①受託法人の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書	
当該事業の実施について定めてある定款・寄付行為等の条文	第[]条 __[]項 __[]号
略	

(別紙①)

略

附 則

この告示は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。